



山形県公報

平成21年10月6日(火)
第2082号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則……………(河川砂防課) ……1089

### 訓 令

○高坂ダム操作規則の一部を改正する訓令……………( 同 ) ……1090

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉課) ……1092
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……1093
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……1094
- 土地改良区連合の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 都市計画の決定……………(都市計画課) ……同
- 都市計画の変更……………( 同 ) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……1095
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(出 納 局) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域支援課) ……1096
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業経済交流課) ……同
- 同……………( 同 ) ……1097
- 同……………( 同 ) ……1098
- 同……………( 同 ) ……1099
- 同……………( 同 ) ……1101
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(出 納 局) ……1102

## 規 則

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第71号

#### ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則(昭和45年1月県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1(3)高坂ダムの項中「5回」を「2回」に改める。

別表第3(3)高坂ダムの項の表を次のように改める。

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 1 高坂警報所  | 最上郡真室川町大字差首鍋字高坂山2035番14  |
| 2 大池警報所  | 最上郡真室川町大字差首鍋字大池2944番1    |
| 3 山屋警報所  | 最上郡真室川町大字大沢字田郎165番2      |
| 4 広倉警報所  | 最上郡真室川町大字大沢字広倉下川原364番8   |
| 5 大向警報所  | 最上郡真室川町大字大沢字大向3533番先     |
| 6 下村警報所  | 最上郡真室川町大字大沢字以上沢向2847番12先 |
| 7 蓮花城警報所 | 最上郡真室川町大字木ノ下字蓮花城407番52   |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 山形県訓令第21号

土 木 部  
最上総合支庁

山形県高坂ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県高坂ダム操作規則の一部を改正する訓令

山形県高坂ダム操作規則（昭和42年12月県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第27条」に、

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 「第6章 ゲート等の操作（第27条、第28条） |   |
| 第7章 点検整備等（第29条、第30条）    |   |
| 第8章 記録等（第31条～第33条）      | を |
| 第9章 雑則（第34条）            | 」 |

「第6章 点検、整備等（第28条～第30条）  
第7章 雑則（第31条）」に改める。

第5条の見出しを「(水位)」に改め、同条中「の水位」を「の水位（以下「水位」という。）」に、「により測定する」を「の測定結果に基づき算出する」に改める。

第7条の見出しを「(サーチャージ水位)」に改め、同条中「洪水時満水位」を「サーチャージ水位」に、「水位を」を「第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位を」に改める。

第12条中「行なう」を「行う」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、前条の規定による利用に支障を与えないよう行わなければならない。

第13条中「次の各号の一に該当する場合には」を「山形地方气象台から最上地方に降雨に関する注意報又は警報が発せられ洪水の発生が予想される場合その他細則で定める場合には」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 課長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合には、洪水警戒体制をとることができる。

第14条第1号中「山形県土木部、山形地方气象台、大沢川発電所（以下「発電所」という。）その他の関係機関」を「土木部河川砂防課その他細則で定める関係機関（以下「関係機関」という。）」に改める。

第15条中「行なう」を「行う」に、「こえている」を「超えている」に、「あらかじめ」を「毎秒200立方メートル

の水量を限度として、あらかじめ」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第17条中「行なつた」を「行つた」に、「こえている」を「超えている」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「下流に支障を与えない程度の流量」を「毎秒200立方メートルの水量」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第18条中「洪水」を「細則で定めるところにより洪水」に、「行なう」を「行う」に改める。

第21条中「次の各号の一に該当する場合に限り」を「第15条から第18条まで及び第24条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから」に改め、同条第1号中「洪水時満水位をこえる」を「サーチャージ水位を超える」に改め、同条第2号中「こえる」を「超える」に改め、同条第3号中「移るに際し水位を制限水位に」を「移行するに際し、水位を制限水位まで」に改め、同条第4号中「こえる」を「超える」に改め、同条第5号から第9号までを削り、同条第10号中「第29条の規定によりゲート」を「第28条第1項の規定により、ダム等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第11号中「その他」を「前各号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより」に、「により放流を行なう」を「がある」に改め、同条第6号とし、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に該当する場合の放流量の限度は、同項第1号、第2号及び第4号の場合においては流入量に相当する量、同項第3号、第5号及び第6号の場合においては毎秒200立方メートルとする。

第22条中「行なう」を「行う」に、「より」を「よつて」に改め、「かつ、放流が無効放流とならないよう」を削る。

第23条中「次の各号に掲げる量から発電所」を「第15条から第17条まで、第21条第2項及び次条の規定による場合にあつてはこれらの規定に規定する量、第18条の規定による場合にあつては流入量に相当する量からそれぞれ大沢川発電所（以下「発電所」という。）」に、「こえないようにしなければ」を「超えては」に改め、同条各号を削る。

第25条第1項中「行なおう」を「行おう」に、「及び」を「及びダムからの」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 課長は、前項の規定による決定をしようとする場合において、ダムからの放流が第21条第1項各号の規定による放流であるときは、あらかじめ発電所に連絡するものとする。

第26条中「によつて貯留された流水を」を「から」に、「よつて、洪水の状況に著しく」を「より流水の状況に著しい」に改める。

第6章の章名を削る。

第27条を次のように改める。

（ゲートの操作）

第27条 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第28条を削る。

「第7章 点検整備等」を「第7章 点検、整備等」に改める。

第29条を次のように改める。

（計測、点検及び整備）

第29条 課長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 課長は、前条の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

第7章中第29条を第28条とする。

第30条の見出しを「(観測)」に改め、同条中「別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定」を「ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第7章中第30条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

（記録）

第30条 課長は、ゲートを操作し、第28条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行つたときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章を第6章とする。

第8章を削る。

第9章中第34条を第31条とする。

第9章を第7章とする。

別表を削る。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第880号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地                  | 指定年月日      |
|--------------|-----------------------------|------------|
| レインボー歯科医院    | 米沢市下花沢二丁目7番32-6号            | 平成21. 7. 1 |
| 鈴木歯科医院       | 酒田市北今町1番2号                  | 同 7. 23    |
| さくら調剤薬局長谷堂店  | 山形市大字長谷堂113番2号              | 同 8. 1     |
| かごた歯科クリニック   | 山形市籠田三丁目2番5号 グランディールY<br>2階 | 同 8. 22    |
| 八幡堂高橋歯科医院    | 上市市沢丁3番8号                   | 同 8. 31    |
| カワチ薬局山形北店    | 山形市田端84                     | 同 9. 1     |
| さがえ調剤薬局      | 寒河江市大字寒河江字塩水59番地の1          | 同          |
| レディースクリニック高山 | 山形市河原田72-4 (84-12)          | 同          |
| かえで薬局        | 山形市砂塚13番9号                  | 同          |
| 十日町ようこクリニック  | 山形市十日町三丁目2番8号               | 同 9. 7     |

### 山形県告示第881号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日       |
|-----------|---------------|-------------|
| 橋本歯科医院    | 山形市緑町一丁目9番24号 | 平成20. 1. 26 |

|                   |                    |             |
|-------------------|--------------------|-------------|
| 市 村 医 院           | 北村山郡大石田町大字大石田丙150  | 平成21. 6. 26 |
| レ イ ン ボ ー 歯 科 医 院 | 米沢市下花沢二丁目7番32-6号   | 同 6. 30     |
| さ が え 調 剤 薬 局     | 寒河江市大字寒河江字塩水59番地の1 | 同 8. 31     |
| 水 戸 部 ク リ ニ ッ ク   | 酒田市駅東二丁目3番4号       | 同           |

## 山形県告示第882号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類       | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日       |
|------------------|---------------------|--------------------|-------------|
| ソーレホーム城南デイサービス   | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 山形市城南町三丁目3番26号     | 平成21. 8. 17 |
| 酒田合同自動車株式会社      | 訪 問 介 護             | 酒田市山居町一丁目5番33号     | 同 8. 25     |
| ヘルパーステーションCALM   | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護 | 米沢市門東町二丁目2番34号     | 同 9. 1      |
| さ が え 調 剤 薬 局    | 居宅療養管理指導            | 寒河江市大字寒河江字塩水59番地の1 | 同           |
| デイサービスセンターめぐみ東大町 | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 酒田市東大町三丁目40-8B     | 同           |

## 山形県告示第883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地         | 廃止年月日       |
|---------------|---------------|--------------------|-------------|
| 酒田合同自動車株式会社   | 訪 問 介 護       | 酒田市山居町一丁目5番33号     | 平成21. 7. 29 |
| さ が え 調 剤 薬 局 | 居宅療養管理指導      | 寒河江市大字寒河江字塩水59番地の1 | 同 8. 31     |

**山形県告示第884号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
川西町
- 2 調査を行った期間  
平成8年5月31日から平成21年3月13日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
川西町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字小松及び大字大塚の各一部
- 5 認証年月日  
平成21年9月29日

**山形県告示第885号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 監 事      | 阿 部 甚 一 | 飽海郡遊佐町豊岡字家ノ中瀬22番地 |

**山形県告示第886号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道
  - (2) 名 称 最上川流域下水道（村山処理区）
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
なし
- 3 縦覧の場所  
土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

**山形県告示第887号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画、大石田都市計画及び山形広域都市計画下水道
  - (2) 名 称 最上川流域下水道（村山処理区）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 河北・東根幹線

- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 河北町谷地字下野及び字山王並びに東根市大字藤助新田字堀口、字中島、字小沼及び字前河原並びに大字野田字シタ地内

(2) 村山幹線

- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 村山市大字河島元杉島字川端及び字ウワ田並びに大字河島元塩川字横石及び字南谷地並びに東根市大字長瀨字八反及び字本楯地内

(3) 東根幹線

- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 東根市大字蟹沢字元林、字楯の越、字熊の堂、字土手脇、字羽黒堂、字北口及び字西並びに大字島大堀字島浦及び字島地内

(4) 尾花沢・大石田幹線

- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 尾花沢市大字尾花沢字上町、字南原及び字下新田、北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原、字東町、字野中沢、字小路、字本町、字四日町及び字日照畑、大字横山字中道、字寺下、字上ノ原、字源平原、字中島、字来迎寺原、字来迎寺及び字小菅道脇並びに大字田沢字小菅、字田前及び字小野原、村山市大字田沢字小野原、字大木沢、字大川端及び字岡沢、大字富並字境ノ目、字小滝原、字小滝、字上川口、字川口、字下川口及び字鷲ノ倉、大字長島字清水、字野山、字東原、字間堀及び字東、大字白鳥字朴ノ木森及び字小国沢、大字大楨字長峯、字北原、字秋山、字沖、字船橋、字野口、字鷲滝及び字川口、大字稲下字川口、字山ノ外、字平林、字堂ノ前及び字ノキハ、基点並びに大字大久保字稲ノ下、字高橋、字東、字市ノ町及び字下野並びに東根市大字長瀨字草野地内

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

山形県告示第888号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第116号
- 2 指定の場所 寒河江市越井坂町61-1、61-11
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル  
延長51.521メートル
- 4 指定年月日 平成21年9月25日

山形県告示第889号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 氏 名     | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日   |
|---------|---------------|------------|-------------|
| 中 川 義 弘 | 米沢市中央六丁目2番20号 | 同 左        | 平成21. 9. 10 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年9月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ワーカーズMan-ma
  - (2) 代表者の氏名  
板垣 雅子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市花沢町2695番地の4
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、食事サービス、環境整備サービスに関する事業を行い、もって社会福祉の増進と消費者の生活向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成22年2月6日まで縦覧に供する。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
協同の家コープ桜田  
山形市桜田東四丁目9番4号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事 松本政裕
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-------------------|---------|---------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 午前10時   | 午後10時   |
| 株 式 会 社 ダ ル マ 薬 局 | 午前10時   | 午後8時    |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-------------------|---------|---------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 午前9時30分 | 午後10時   |
| 株 式 会 社 ダ ル マ 薬 局 | 午前9時30分 | 午後8時    |



- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで  
 (変更後) 午前9時から午後10時30分まで

- 4 変更年月日  
 平成21年9月15日
- 5 届出年月日  
 平成21年8月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年2月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成22年2月6日まで縦覧に供する。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 くらしのセンターコープしろにし  
 山形市城西町五丁目26番28号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
 代表理事理事長 松本政裕
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-------------------|---------|---------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 午前10時   | 午後10時   |
| さ い と う 生 花 店     | 午前10時   | 午後8時    |
| 合 資 会 社 萬 屋 薬 局   |         |         |
| 株 式 会 社 峰 月 堂     |         |         |
| 大 黒 屋             | 午後4時    | 午後8時    |

(変更後)

| 小売業を行う者   | 開店時刻    | 閉店時刻  |
|-----------|---------|-------|
| 生活協同組合共立社 | 午前9時30分 | 午後10時 |
| さいとう生花店   | 午前9時30分 | 午後8時  |
| 合資会社萬屋薬局  |         |       |
| 株式会社峰月堂   |         |       |
| 大黒屋       | 午後4時    | 午後8時  |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで  
 (変更後) 午前9時から午後10時30分まで

## 4 変更年月日

平成21年9月15日

## 5 届出年月日

平成21年8月25日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年2月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
 (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成22年2月6日まで縦覧に供する。

平成21年10月6日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

こびあコープ酒田  
 酒田市泉町1番15号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
 代表理事理事長 松本政裕

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前)

| 小売業を行う者   | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|-----------|-------|-------|
| 生活協同組合共立社 | 午前10時 | 午後10時 |

|                     |       |      |
|---------------------|-------|------|
| 有 限 会 社 カ フ ェ フ ー ド | 午前10時 | 午後8時 |
| 保 木 貴 博             |       |      |
| 株 式 会 社 平 田 牧 場     |       |      |
| 有 限 会 社 木 村 屋       |       |      |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------------|---------|---------|
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社   | 午前9時30分 | 午後10時   |
| 有 限 会 社 カ フ ェ フ ー ド | 午前9時30分 | 午後8時    |
| 保 木 貴 博             |         |         |
| 株 式 会 社 平 田 牧 場     |         |         |
| 有 限 会 社 木 村 屋       |         |         |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前9時から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成21年9月15日

5 届出年月日

平成21年8月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年2月6日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成22年2月6日まで縦覧に供する。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープなかのくち

酒田市東栄町10番37号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号

代表理事理事長 松本政裕

### 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小売業を行う者        | 開店時刻  | 閉店時刻  | 備考                                             |
|----------------|-------|-------|------------------------------------------------|
| 生活協同組合共立社      | 午前10時 | 午後10時 | 年間10日は午前6時15分開店及び午後11時閉店、年間60日は午前9時開店及び午後11時閉店 |
| 有限会社木村屋        |       |       |                                                |
| ロイヤルネットワーク株式会社 |       |       |                                                |
| 有限会社カフェフード     |       |       |                                                |

(変更後)

| 小売業を行う者        | 開店時刻    | 閉店時刻  | 備考                                             |
|----------------|---------|-------|------------------------------------------------|
| 生活協同組合共立社      | 午前9時30分 | 午後10時 | 年間10日は午前6時15分開店及び午後11時閉店、年間60日は午前9時開店及び午後11時閉店 |
| 有限会社木村屋        |         |       |                                                |
| ロイヤルネットワーク株式会社 |         |       |                                                |
| 有限会社カフェフード     |         |       |                                                |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間10日は午前6時から午後11時30分まで、年間60日は午前8時30分から午後11時30分まで。

(変更後) 午前9時から午後10時30分まで。ただし、年間10日は午前6時から午後11時30分まで、年間60日は午前8時30分から午後11時30分まで。

### 4 変更年月日

平成21年9月15日

### 5 届出年月日

平成21年8月25日

### 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年2月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

\_\_\_\_\_

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成22年2月6日まで縦覧に供する。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ東大町店  
酒田市東大町三丁目36番3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - イ 駐車場の収容台数  
(変更前) 194台  
(変更後) 120台
    - ロ 駐輪場の収容台数  
(変更前) 38台  
(変更後) 16台
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|-----------------|---------|---------|--------------|
| す べ て の 小 売 業 者 | 午前10時   | 午後10時   | 年間60日は午前9時開店 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|-----------------|---------|---------|-----|
| す べ て の 小 売 業 者 | 午前9時    | 午後10時   |     |

- ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

- 4 変更年月日  
平成22年4月29日
- 5 届出年月日  
平成21年8月28日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年2月6日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 凍結防止剤散布車兼用除雪トラック 2台
  - (2) 空港用高速スノーパ除雪車 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 平成21年8月24日
- 4 落札者の名称及び所在地  
1の(1)及び(2)ごとに次のとおり。
  - (1) いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号
  - (2) 第一実業株式会社 東京都千代田区二番町11番19号
- 5 落札金額  
1の(1)及び(2)ごとに次のとおり。
  - (1) 110,250,000円
  - (2) 51,450,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年7月7日